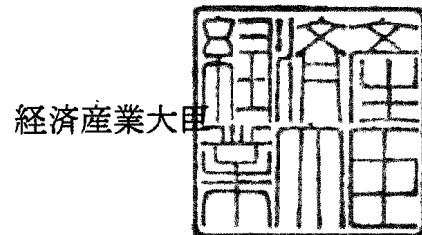


# 経 済 産 業 省

20171004資第3号  
平成29年10月24日

原子力規制委員会 殿



東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（6号及び7号原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について（回答）

平成29年10月4日付け原規規発第1710044号により意見照会のあった標記の件については、許可することに異存はない。

また、電気事業を所管し、及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構法を所管する立場として、東京電力ホールディングス株式会社が貴委員会に提出した書面及び表明した取組方針に関する見解の内容について異論はなく、同社がこれらをしっかりと遵守していくよう、適切に監督・指導していく所存である。

さらに、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉について、新規制基準に適合すると認められた場合、平成26年4月11日に閣議決定された「エネルギー基本計画」の方針に従って、再稼働を進め、その際、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組むこととしており、貴委員会や関係府省とともに、適切に対応していく所存である。

出典：経済産業省提出資料より岩渕友事務所作成